

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 認定液化石油ガス販売事業者として認定した件 四四
- 道路の区域を変更する件二件 四四
- 都市計画事業の事業計画の変更を

### 認 可 した 件

- 福島県税条例等に基づき延長した県税に係る申告、納付等の期限を指定した件 四五
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四五

## 告 示

### 福島県告示第五百七十号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成二十三年十二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
株式会社ジェイエイいわき市サービスステーション 代表取締役社長 佐藤 眞一
- 二 住所  
いわき市平谷川瀬字泉町七十八番地の一
- 三 認定年月日  
平成二十三年十一月二十二日

(消防保安課)

### 福島県告示第五百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県県中建設事務所で平成二十三年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年十二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引 大越小野 線	田村市船引町船引字館 柄前二番一地从先から	変更前	A 四・三 二二・五	一、〇七八・〇
	同 市船引町今泉字鳥 足三六番地先まで		B 八・〇 一九・六	二五一・四
	同 市船引町今泉字鳥 田村市船引町今泉字鳥 足三六番地先から			
	同 市船引町今泉字後 田一六四番一地从先まで	変更後	A 四・三 二二・五	一、〇七八・〇
	同 市船引町今泉字鳥 田村市船引町今泉字台 ノ前一四一番三地从先から		B 一一・五 三六・五	二三五・四
	同 市船引町今泉字鳥 足三六番地先まで		C 一七・四 四九・八	六一五・六

(道路計画課)

### 福島県告示第五百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年十二月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	南会津郡下郷町大字高 隣字上居平四〇番一 地 先から 同 郡同 町大字高 隣字寄神乙二六六七番 二地先まで	変更前 変更後	六・八〇 三二・〇〇	一、〇〇四・九 一、〇一〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年十二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 施行者の名称  
矢吹町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
県南都市計画下水道事業(矢吹町流域関連公共下水道)  
事業認可の年月日  
昭和五十三年十二月十五日
- 三 事業施行期間  
(変更前) 昭和五十三年十二月十五日から平成二十三年三月三十一日まで  
(変更後) 昭和五十三年十二月十五日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
事業地  
取用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十七年福島県告示第九百一十一号)の事業地に西白河郡矢吹町鍋内及び大久保の各一部の区域を加える。  
同事業地のうち西白河郡矢吹町善郷内、東郷、一本木、八幡町及び文京町の各一部の区域を変更する。
- 五 使用の部分 変更なし。

(下水道課)

公 告

公告第二百三十二号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件(平成二十三年公告第五十六号)の二の指定する期日のうち、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の地域に係る期日(当該地域に本店を有する法人に係る法人県民税及び法人事業税に係る期日を除く。)については、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十四年一月三十日までの間に到来するもの(特別徴収に係るものを除く。)にあつては同月三十一日、特別徴収に係るものでその期限が平成二十三年三月十一日から同年十二月三十日までの間に到来するものにあつては平成二十四年一月四日とする。

平成二十三年十二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

(税務課)

公告第二百三十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十三年十二月二日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住 所	更新した登録の有効期限
		窒素全量	りん酸全量	加里全量				
761	なたね油かす及びその粉末	5.0	2.0	1.0	該当事項なし	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番5号	平成29年10月15日
762	なたね油かす及びその粉末	5.0	2.0	1.0	該当事項なし	天龍資材有限公司	茨城県土浦市中部町一丁目5508番地	平成29年10月15日
833	混合有機質肥料	9.0	4.0	—	含有を許される有害成分の最大量	片倉チツカリン株式会社	東京都千代田区九段北一丁目13番	平成26年11月19日

834	混合有機質肥料	ハイオジーアス330号	3.0	3.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	社	5号	平成26年11月20日
-----	---------	-------------	-----	-----	---	--------------------------------------	---	----	-------------

(農業総合センター)